

## VI 苦情処理

### 1 苦情受理状況

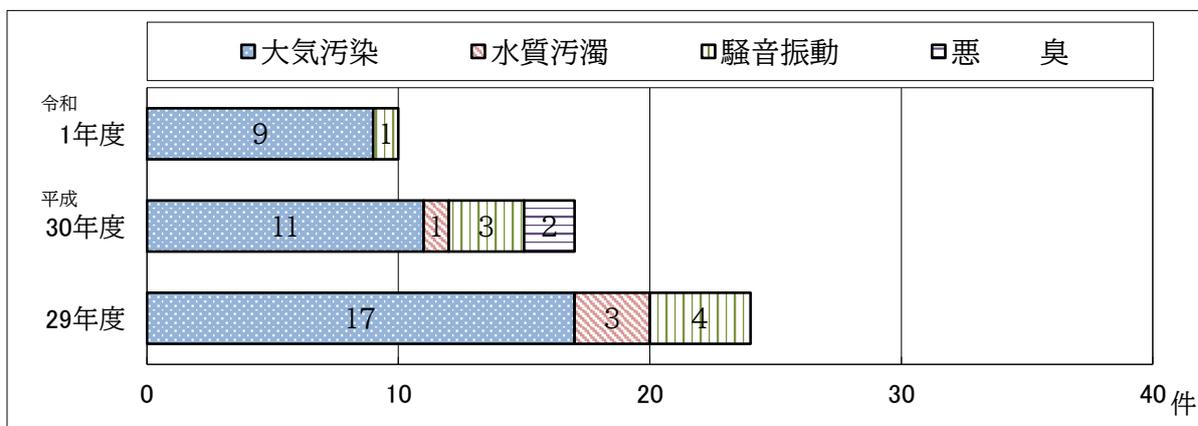
環境問題の捉え方が、従来の事業者が原因となる公害問題から、個人の日常生活を含めた身近な生活環境の保全まで、広範なものになってきたことに伴い、苦情の内容も変化してきています。

市では、市民の環境問題への意識の高まりを受けて、市、市民等、事業者及び土地所有者がそれぞれの責任において、清潔で快適な生活環境を向上させるために平成15年3月に知多市環境美化条例を制定しました。

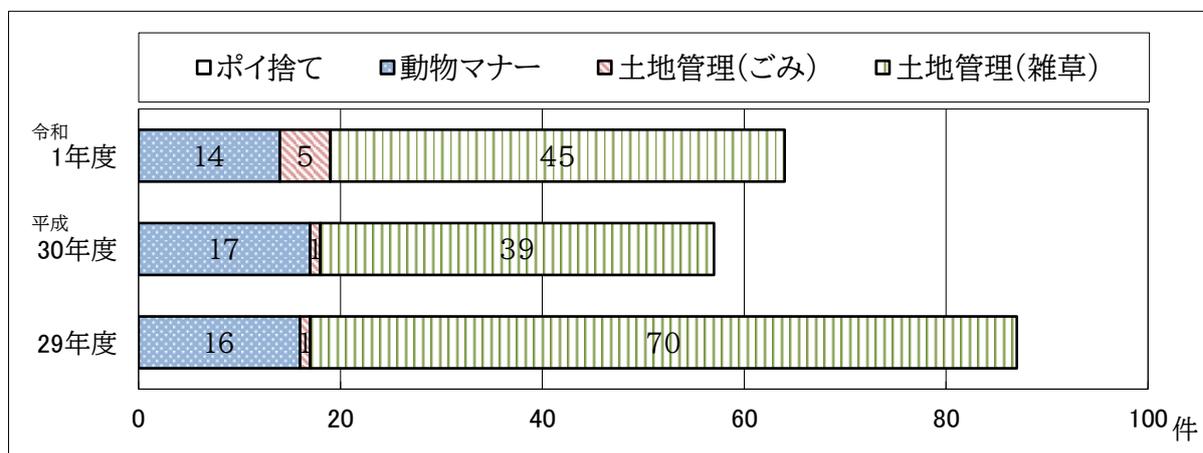
令和元年度の公害苦情の受理件数は10件で、大気汚染に関するものが9件、騒音振動に関するものが1件でした。

一方、環境美化関連苦情は64件で、動物の飼育マナーに関するものが14件、空き地等へのごみの放置（土地の管理）が5件、空き地等の雑草の放置（土地の管理）が45件でした。

公害苦情件数



環境美化関連苦情件数



※ 苦情件数は原則発生原因数

月別苦情受理件数

種類	月	平成31年	令和元年									令和2年			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
公害	大気汚染			1	1	3	1				2	1		9	
	水質汚濁														
	土壌汚染														
	騒音											1		1	
	振動														
	地盤沈下														
	悪臭														
	その他														
小計			1	1	3	1				2	2		10		
環境美化関連	ポイ捨て														
	動物マナー	1	2	1	2	1	1		1	1	2	2	14		
	土地管理(ごみ)									2	3		5		
	土地管理(雑草)	2	4	5	13	6	9	4	2				45		
	小計	3	6	6	15	7	10	4	3	2	4	2	2	64	
合計	3	6	7	16	10	11	4	3	2	6	4	2	74		

地域別苦情受理件数(苦情発生源の用途地域)

用途地域	種類	公害								計	環境美化関連	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他			
第1種低層住居専用											21	21
第2種低層住居専用												
第1種中高層住居専用		4				1				5	24	29
第2種中高層住居専用											1	1
第1種住居											3	3
第2種住居											1	1
準住居												
近隣商業											1	1
商業											1	1
準工業		1								1		1
工業専用												
市街化調整		4								4	12	16
その他												
不明												
計		9				1				10	64	74

《参考》

公害紛争処理法第49条で、「地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。」と規定されています。

また、公害苦情が解決されず公害紛争にまで発展した場合、紛争を迅速かつ適正に処理するために、愛知県では「愛知県公害審査会」を設置しています。